

琉球大学学術リポジトリ

沖縄におけるアメラジアン你的生活権・教育権保障

メタデータ	言語: 出版者: 野入直美 公開日: 2009-03-03 キーワード (Ja): アメラジアン, 就学保障, 進路保障, 行政との連携, 沖縄, 韓国 キーワード (En): 作成者: 野入, 直美, 照本, 祥敬, Noiri, Naomi, Terumoto, Hirotaka メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/9007

2. 沖縄におけるアメリカ人の生活権保障—国際恋愛・結婚法律相談の事例を中心に—

野 入 直 美

はじめに

ここでは、沖縄におけるアメリカ人の子どもたちの教育権を考える上で、その土台となる生活権がどのような問題状況にあるのかを整理し、彼らの生活権保障に向けた社会的課題を整理する。アメリカ人の子どもたちの母親が直面している問題、例えば海外で出産した子どもの日本国籍取得をめぐる困難な状況について、また日本国籍を持たない成人アメリカ人が直面している問題状況について、日本とアメリカの二つの制度の狭間に放置され、ときにはどちらの社会の福祉を受ける権利からも排除されている問題状況を検討する。

以下で扱う主なデータは、民間のボランティア団体である国際恋愛・結婚法律相談ホットライン (Counsel Institute Regarding International Relationships : CIRIR) で受け付けた相談事例に基づいている。そのデータは、数名の弁護士の有志スタッフによる共同の相談事業に基づいている。ただし、ここで記述する相談事例の分析や問題解決に向けての提言は、筆者が CIRIR の活動を通して見えてきたことをまとめたものであり、CIRIR の全てのメンバーによって共有されている意見ではないことを申し添えておきたい。

CIRIR は、2000年2月に設立されてから2001年11月に相談事業を終了するまでに、合計201人の相談者から293件の無料電話相談を受けた。相談者の圧倒的多数は日本人女性であり、米軍人・軍属または元軍人・軍属の男性との間の離婚や子どもの日本国籍の取得についての相談が多かった。筆者は、大学の研究室で相談者からの電話相談を受け付け、弁護士スタッフに取次ぎ、弁護士スタッフからの助言を相談者へ取次ぐ作業を担当した。

このようなボランティア団体が設立された背景には、以下のような問題意識があった。第一に、在日米軍基地の約75%が集中する沖縄において、国際恋愛・結婚と離婚、そして子どもの養育をめぐる問題は、当事者の個人的な選択に基づく私的な営為であるだけでなく、米軍基地の駐留によって根深く構造化された、社会的につくられてきた問題といえる。第二に、それにもかかわらず、それらの問題は従来、個人の責任に還元されるべき私的な問題とみなされがちであり、とくに1998年に国際福祉相談所^{*1)}が閉鎖された後は、行政によるこの問題への制度的な対処は不十分にしか行われてこなかった。その結果、これらの問題はそれに直面する当事者の「泣き寝入り」という形で潜在化することを余儀なくされてきた。CIRIR は、有志の弁護士が電話と電子メールによる無料法律相談に着手することで可能な限り個別の問題の解決に貢献するとともに、これまで潜在化してきた問題状況を明らかにし、制度的な解決に向けて提言を行うために設立された。

CIRIR は、2001年11月に相談事業を終了した。それはひとつには、一定期間の相談事業によって、国際恋愛・結婚についての法律相談に対するニーズがどのように幅広く存在しているのかをある程度明らかにすることができたためであり、もうひとつは、当初の予想以上に相談件数が多かったために、数名の弁護士スタッフによるボランティアという形態では、マンパワー的に相談事業が継続できなくなったためである。CIRIRは相談事業の終了にあたって、2002年1月に沖縄県男女共同参画室と面談をもち、以下の3点を指摘し、行政によるいっそうの相談事業の充実を要請した。すなわち、

- (1) 沖縄には、国際恋愛・結婚法律相談に対する幅広いニーズが継続的に存在する。

- (2) 相談者の圧倒的多数は日本人女性であり、さらにその居住地は沖縄市や宜野湾市など、米軍基地が集中する自治体に偏在している。一方、相談者の婚約者あるいは配偶者、前配偶者である相手男性の圧倒的多数は現役または退役した米軍人・軍属である。このことから、沖縄における国際恋愛・結婚および離婚に関する問題は、当事者の個人的な体験であると同時に、米軍基地の集中という構造的な背景に起因する社会問題であることが指摘できる。
- (3) 相談者の相手男性は、沖縄県内に居住している割合が約40パーセント、そしてアメリカに居住している割合と同じく約40パーセントであった。多くの相談事例は日米にまたがっており、国内法とアメリカの家族法の両方についての専門的な知識をもった弁護士が助言を行う相談体制が切実に求められている。

以下では、この3点を中心に相談事例を検討し、アメラジアン在生活権保障に向けた社会的課題を整理したい。

* 1) 国際福祉相談所は、1958年に「国際養子縁組などを通して混血児の福祉の向上を図る」(社会福祉法人国際福祉会国際福祉相談所、1997年、p. 1) ことを主な目的として設立され、1998年に閉鎖されるまでに養子縁組だけでなく離婚、結婚、子どもの国籍取得についての多数の事例を扱った。

1. 国際相談に対するニーズ

(1) 問題の規模と継続性

CIRIRは、1年9ヶ月の間に新規相談199件と継続相談94件、合計293件の相談を受けた(図1)。電話相談は、毎月第一・第三木曜日の午後1時から4時までに時間を設定し、それについては地元紙と地域情報雑誌で簡単な広報を行った。規定以外の時間に研究室にかかってきた電話も、筆者が可能な限り受け付けた。

最も相談件数が多かったのは2000年8月で、新規相談14件、継続相談10件、合計24件であった。これは、6月に沖縄県男女共同参画室が米軍基地から派生する女性問題の調査事業結果を発表し、その概要が地元紙に掲載されたことと、7月の九州・沖縄サミットに関連して、多くのメディアがアメラジアンの子どもの教育権と生活権についてとりあげたためであると考えられる。それらの報道で直接に

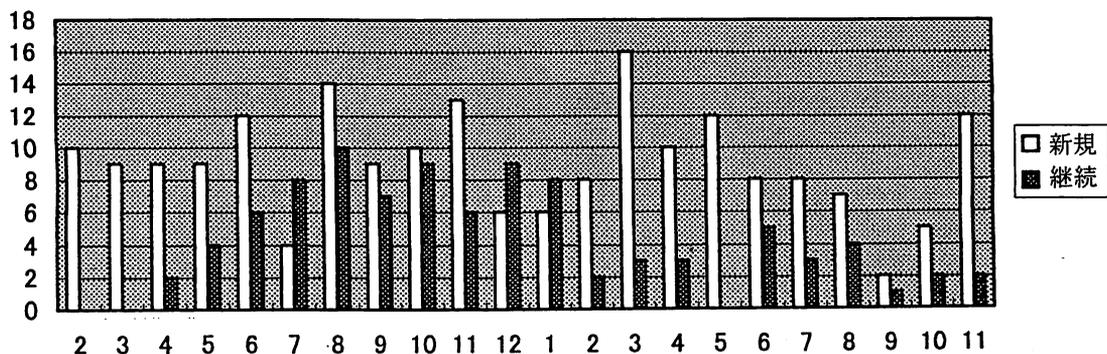


図1 2000年2月～2001年11月 CIRIR月別相談件数

CIRIRの連絡先が広報されるわけではなかったにも関わらず受付件数が増加したのは、これらの問題に光があたることによって、それまで口を閉ざしてきた女性たちが問題の解決に向けて行動を起こしたためではないだろうかと思われる。

一方、受付件数の落ち込みが2000年7月、2001年2月および9月に見られるのは、その期間、大学の長期休暇で筆者が月2回の相談日以外は研究室を不在にしがちであったためである。このことから、単発的に日時を限定した相談事業よりも、相談者が就労や家事の時間をはずしていつでも電話できる相談体制が求められていることがうかがえる。

さらに、293件の相談のうち、32パーセントにあたる94件が継続相談であったことも、国際相談に対するニーズの広がりを示している。相談には、国際結婚の手続きなどの簡単な情報提供を求めるものもあったが、離婚と子どもの日本国籍取得については、弁護士スタッフが1回目の助言を行った後に相談者が経過報告を続け、必要に応じて弁護士スタッフからの助言を積み重ねていくという形で相談が継続されるものが多かった。

表1は、内容別の受付件数である。離婚と養育費の問題はしばしば複合的に絡み合っており、重複していることが多いため、表1の内容別の受付件数は図1の月別受付件数の数を上回っている。

国際離婚についての相談が最も多く、追加相談も含めて116件が寄せられた。アメリカ人男性との離婚について相談した日本人女性は69人で、そのうち46人は相談者女性自身が離婚を求めており、13人は夫から離婚を求められていた。相談者自身が離婚を求めている人について、理由として挙げられたものうち最も多かったのは夫の不貞行為と性格不一致であり、重複回答でそれぞれ14人がこの理由を挙げた。次いで夫による女性や子どもへの暴力を理由に挙げた人は11人あった。遺棄を挙げた人は4人であった。

次に多いのは子どもの養育費をアメリカ人の父親から請求したいという相談で、58件の事例があった。養育費について、アメリカ在住の父親への養育費請求を支援する事業を日本国内で手がけているのは、沖縄県の宜野湾市にあるE-C外国法弁護士事務所のアネット・キャラゲイン外国法事務弁護士だけである。CIRIRでは、相談者のニーズに応じてE-C外国法事務弁護士事務所を紹介した。また、日本の家庭裁判所で調停離婚するにあたって養育費について取り決めたいという場合は、CIRIRの弁護士スタッフが助言を行った。

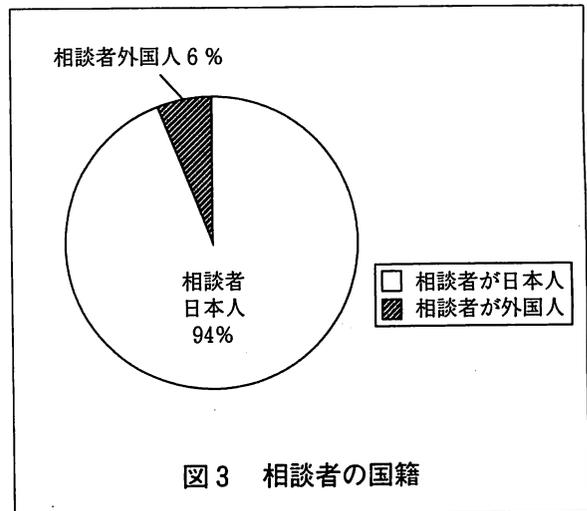
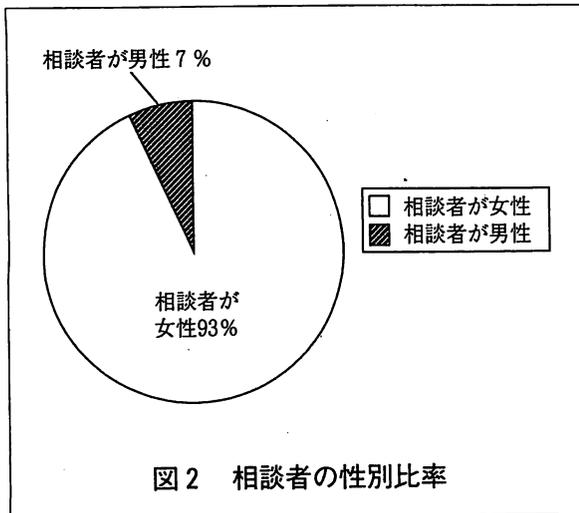
なお、CIRIRで受け付けた相談事例は、沖縄で発生している国際恋愛・結婚と離婚をめぐる問題のうちの一部であることを指摘しておきたい。前述したE-C外国法事務弁護士事務所では、養育費請求についての情報や支援を求める電話に職員が毎日対応している。また、沖縄県女性総合センターに設置されている女性のための相談機関「ている相談室」では、2000年に1年間で239件の国際恋愛・結婚や国籍に関する相談を受けた（財団法人おきなわ女性財団、2001年、p.29）。それでも、かつて宜野湾市に開設されていた国際福祉相談所が40年間の間、新規相談だけで毎年平均355件の事例を取り扱っていたことを考えると（社会福祉法人国際福祉会・国際福祉相談所、1998年、p.9-11）、まだ相当数の問題が潜在化を余儀なくされていると思われる。国際福祉相談所の相談事業では、養子縁組に関する相談は1960年度に37件寄せられたときをピークとして、1989年以降は一けた台に減少していたが、児童の法的身分に関する相談は1990年度から1997年度に1年平均35件、国際結婚・離婚に関する相談は同時期に1年平均62件あり、これらの相談件数は国際福祉相談所の設立当時よりも増加していたのである。国際福祉相談所は財政難などの理由で1998年に閉鎖されたが、問題状況は依然として存続している。

表1 CIRIR 内容別受付件数

	養育費請求	国際離婚	その他	合計
2000. 2	4	5	3	12
3	4	4	2	10
4	2	4	4	10
5	5	7	4	16
6	8	11	5	24
7	3	3	7	13
8	4	8	13	25
9	3	4	10	17
10	3	7	11	21
11	1	7	12	20
12	1	1	5	7
2001. 1	0	0	6	6
2	4	5	4	13
3	0	6	17	23
4	5	5	9	19
5	2	5	6	13
6	0	7	8	15
7	2	4	6	12
8	2	9	6	17
9	1	0	4	5
10	3	5	0	8
11	1	9	5	15
合計	58	116	147	321

(2) 相談者の性・国籍・居住地

CIRIR を利用した相談者201名のうち、186名が女性であった（図2）。相談者を国籍別に見ると、日本人が188人、その他の外国籍を持つ人が13人であった（図3）。すなわち、相談者の圧倒的多数は日本人女性なのである。



外国籍の相談者の内訳は、アメリカ国籍と中国国籍がそれぞれ4人だった。アメリカ国籍の相談者のうち2人は、アメリカ国籍しか持たない成人アメラジアンである。この二人から寄せられた相談については、次章の事例分析で改めて検討したい。他の外国籍の相談者は、タイ人、インドネシア人、韓国人、フィリピン人、インドネシア人がそれぞれ1人である。

女性の相談者186名について居住地を見ると、沖縄県内に居住している人が164名であった。さらにその内訳では、沖縄市、宜野湾市といった米軍基地が集中する沖縄本島中部の自治体からの相談が、人口が集中している那覇市を凌いで多かった(図4・表2)。

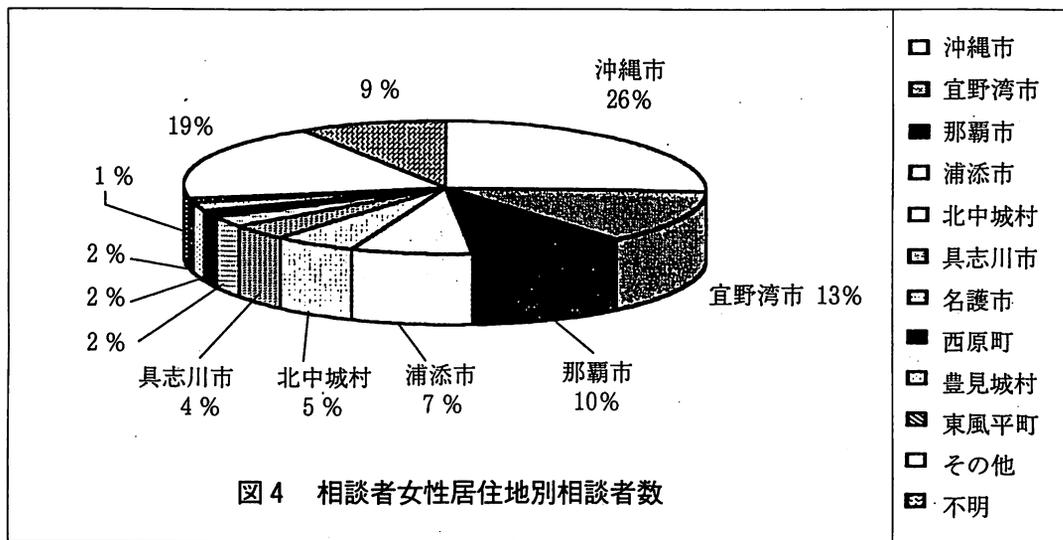


表2 相談者女性居住地別相談件数

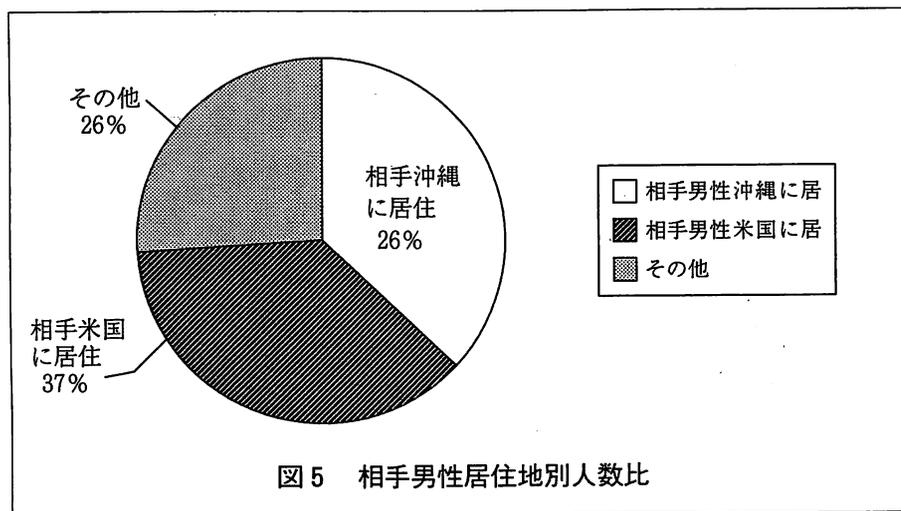
沖縄県		他府県		海外	
沖縄市	41	神奈川県	7	アメリカ	5
宜野湾市	22	東京都	4	その他	0
那覇市	16	兵庫県	1		
浦添市	12	大阪府	1		
北中城村	8	福岡県	1		
具志川市	6	千葉県	1		
名護市	4	岡山県	1		
西原町	3	栃木県	1		
豊見城村	3				
東風平町	2				
その他	31				
不明	16				
県内合計	164	他府県合計	17	海外合計	5
合		計		186	

(3) 相手男性の国籍・居住地・米軍との関係

ここでは相談者が女性であった事例について、相手男性の国籍、居住地と米軍との関係について概観する。それらの属性は、すべて相談者女性によって把握されているものであり、現住地と現在の職業については不明なものが多い。

相手男性186名のうち、89%にあたる166名はアメリカ国籍であった。その他の内訳は、日本人7名、中国人3名、後はフィリピン、ラオス、タイ、マレーシア、韓国、イラン、トルコ、ヨルダン、トリニダード・トバコ、カナダがそれぞれ1名である。アメリカ国籍以外の外国籍の男性のうち、2名は米軍人である。

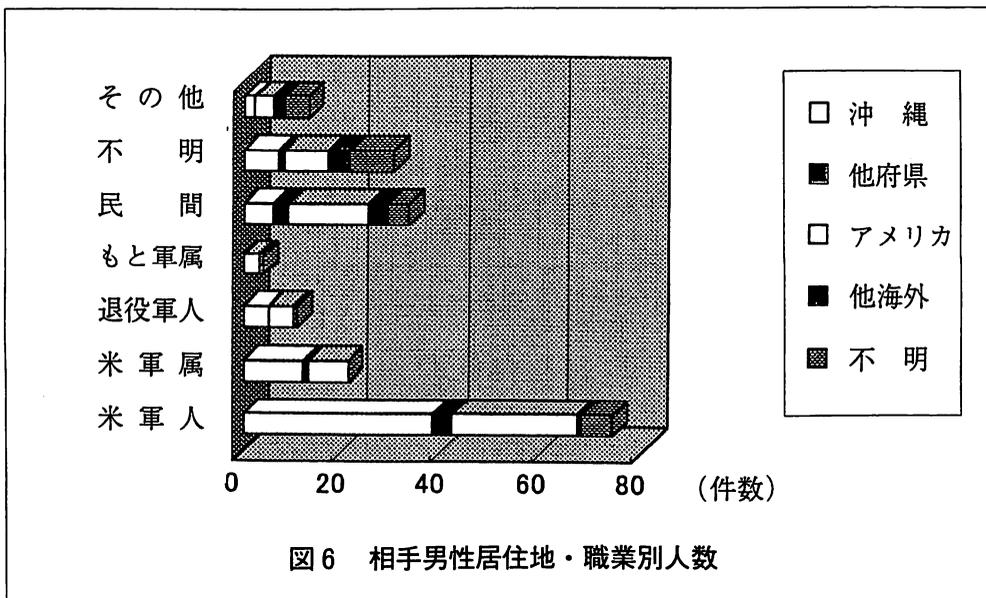
相手男性の居住地については、沖縄県内の居住者数が68名、アメリカ居住者数が69名と、ほぼ同数であった。また、その他・不明の占める比率も高い(図5)。こういった状況のもとで、女性たちは、相手男性と音信不通、アメリカでの離婚の手続きができない、あるいは女性は沖縄に居住しつつアメリカの裁判所で離婚手続きを進めねばならないといった困難に直面している。



次に相手男性の米軍との関係について、186名のうち現役の米軍人は74名、軍属は21名であった。表3と図6は、相手男性の居住地と米軍との関係について概観したものである。

表3 相手男性居住地・職業別人数

	米軍人	米軍属	退役軍人	もと軍属	民間	不明	その他	合計
沖縄	38	12	5	0	6	7	2	70
他府県	4	1	0	0	3	1	0	9
アメリカ	25	8	5	3	16	9	4	70
他海外	1	0	0	0	4	4	2	11
不明	6	0	1	1	4	9	5	26
合計	74	21	11	4	33	30	13	186



沖縄在住の現役の米軍人は、38名であった。この数は相手男性の約20パーセントを占めているが、軍属や退役者を含む米軍関係者110名に対しても圧倒的多数とは言い得ない。沖縄の国際恋愛・結婚をめぐる問題を解決しようとするとき、もしも「沖縄在住の現役の米軍人」以外の男性と関連するケースが排除されるなら、過半数のケースが解決から取り残されてしまうのである。

その点に関連して、沖縄県は、2000年6月に日米両政府に対して米兵からの養育費の取立てを明記する形に日米地位協定を改正するよう要請を行った。この改正案が実現すれば、離婚後、父親が養育費を支払っていない家庭のアメラジアンの子どもたちにとって、生活権保障につながる前進的な一歩となることは疑いを入れない。しかし同時に、父親がアメリカに帰国したケースや退役したケース、両親が事実婚であるケースが、決して少数の例外とは言えない規模で存在していることに留意する必要がある。アメラジアンの子どもたちの生活権保障のために、それらのケースをも排除しない形で国際恋愛・結婚に関する問題を解決する体制が求められている。

2. 日米にまたがる相談事例

(1) 2001年11月の相談事例

ここでは、CIRIR が相談事業を行った最後の一カ月間に寄せられた14件の相談事例について内容を検討し、相談者のニーズの点から類型化を試みたい。

2001年11月に寄せられた14件の相談のうち、新規相談が12件、追加・継続相談が2件あり、うち1件は2000年8月から継続している事例であった。内容については、14件のうち7件が離婚に関する相談である。

相談者12名は全員が日本人女性で、うち11名は沖縄県内に居住していた。また、相手男性12名は全員がアメリカ人で、沖縄県内の居住者数は7名、アメリカの居住者数は5名である。また相手男性12名のうち、現役の米軍人は8名、元軍人で現在は民間人である男性は4名である。

表4 2001年11月 CIRIR相談事例一覧 (*は継続相談)

番号	内容	相談者性	国籍	居住地	相手国籍	属性	居住地	対応
190	婚約破棄に対する慰謝料請求	女性	日本	沖縄市	米国	米軍人	沖縄市	弁護士による情報提供・助言 地裁か家裁で調停申し相手に応じなければ地裁で訴訟。ただし判決後の強制執行は地位協定上不可能。
191	米国の法律上の離婚手続き	女性	日本	米国	米国	元軍人	米国	弁護士による情報提供・助言 ウェストバージニア州での離婚に要する別居期間は1年間、裁判所に出頭義務があるので日本帰国後の離婚は困難。
191*	日本の法律上の離婚手続き							弁護士による情報提供・助言。 夫が海外在住の場合の協議離婚の可否、方法について情報提供。
192	日米の離婚手続き	女性	日本	米国	米国	米軍人	米国	弁護士による情報提供・助言 夫が海外在住の場合の協議離婚の可否、方法について情報提供。
193	米兵と結婚した娘の行方探し	女性	日本	具志川市	米国	米軍人	沖縄県	情報不足により調査不能
194	日本の法律上の離婚手続き	女性	日本	栃木県	米国	米軍人	沖縄県	弁護士による情報提供・助言 夫が離婚を拒んだ場合の地方裁判所での離婚訴訟の方法、費用、法律扶助についての情報提供。
195	子どもの学校探し	女性	日本	北中城村	米国	元軍人	米国	情報提供 同時多発テロ以降の治安の悪化のためアメリカ在住の子どもをつれて帰りたい。英語教育を施す教育機関の情報提供。
196	国際結婚と姓の使い分け	女性	日本	沖縄市	米国	米軍人	沖縄市	弁護士による情報提供・助言 国際結婚後の戸籍、パスポート、クレジットカード、銀行口座の姓の日本名・アメリカ名の使い分けについての情報提供。
197	子どもの日本国籍取得、離婚	女性	日本	米国	米国	元軍人	米国	弁護士による情報提供・助言 ミネソタ州家族法の情報提供。母親が単独親権を取得すれば帰国後、子どもの国籍取得の親権者代行申請が可能。
198	日本の法律上の離婚手続き	女性	日本	沖縄市	米国	米軍人	沖縄市	弁護士による情報提供・助言 アメリカで夫婦で購入した土地の出資金の払い戻しを日本の裁判所で行えるかどうかについて情報提供。
199	米の法律上の離婚手続き	女性	日本	沖縄市	米国	米軍人	沖縄県	弁護士による情報提供・助言 基地内のリーガルオフィスについて情報提供。
200	日米の法律上の離婚手続き	女性	日本	沖縄市	米国	元軍人	沖縄市	弁護士による情報提供・助言 協議離婚の方法、アメリカの法律上の婚姻解消の方法について情報提供。
201	離婚、別居中の生活費請求	女性	日本	沖縄市	米国	民間	米国	弁護士による情報提供・助言 協議離婚の方法、アメリカ在住の夫に生活費請求をするためオンラインでアメリカの弁護士を探す方法について情報提供。
179*	離婚、子どもの国籍取得ほか	女性	日本	那覇市	米国	元軍人	米国	弁護士による情報提供・助言 夫が離婚に合意しないまま母子で帰国した後の離婚、子どもの日本国籍取得、夫の負債の支払い義務の有無について情報提供。

(2) 相談事例の4類型

法律相談に対するニーズによって14件の相談を分類すると、以下のようになる。

- ① 日本とアメリカ両方の法律や法的手続きについての情報・助言を求める相談……6件
- ② 日本に関するもののみ、法律や法的手続きについての情報・助言を求める相談……5件
- ③ 米軍基地内の法務部（リーガル・オフィス）についての情報を求める相談……1件
- ④ その他……2件

①の相談は6件とも離婚に関するもので、うち2件は海外で出産した子どもの日本国籍取得についても相談が寄せられた。以下に、そのうちの3件の事例の概要を記述する。

離婚と子どもの日本国籍取得に関する相談事例 (No.197)

相談者はアメリカ合衆国ミネソタ州在住の日本人女性で、叔母にあたる女性が代理で電話をしてきた。1993年にアメリカで元米兵のアメリカ人男性と結婚、日本では婚姻届を出していない。子どもは3人全員がアメリカ生まれでアメリカ国籍のみ持っている。夫が子どもに暴力をふるうので、社会福祉事務所に家を紹介してもらって母子で住んでいる。これから離婚の裁判をする。夫は養育費請求を恐れて子どもを引き取りたいと言っている。社会福祉事務所の職員などに依頼して夫の暴力の経歴を立証し、裁判で親権を争う予定。

<相談> 離婚後、日本に母子で帰国してから子どもに日本国籍を取らせたい。何が必要か。離婚でどういう手続きをしておいたらいいか。

<助言> 母親がアメリカの裁判所で単独親権を得て日本に帰国すれば、親権者代行で日本国籍取得の申請ができる。ミネソタ州法では親権として二種類が設定されており (legal custody, physical custody)、その両方について母親が裁判判決で単独親権を得ることが必要となる。

離婚、子どもの国籍、児童扶養手当、夫の負債の返済義務についての相談事例 (No.179)

相談者は那覇市在住の日本人女性で、2001年8月、10月、11月に相談を寄せてきた。夫は元軍人のアメリカ人男性でアメリカ在住、音信不通である。2000年にアメリカで結婚、日本では婚姻届を出していない。子どもはアメリカ生まれでアメリカ国籍のみ持っている。2001年5月、夫がマリワナを吸って妻子に暴力をふるうので離婚を決意したが、弁護士に、母親が親権を得られる100パーセントの保障はないと言われたので、離婚の手続きをしないまま母子で帰国した。

<1回目の相談> 子どもの日本国籍取得、児童扶養手当について。児童扶養手当をもらおうとしたら、市の母子福祉課に、日本で婚姻手続きと離婚手続きをして、親権を取って、子どもの日本国籍を得てこないと言われたので、児童扶養手当は出せないと言われた。どういった手続きをすればいいのかわかるか？

<1回目の助言> 日本で離婚訴訟をすれば、まず間違いなく子どもの親権を得られる。このためにはまず日本での婚姻手続きが必要。アメリカでの婚姻証明があれば、市役所での婚姻届は可能だが、場合によっては届出の遅れを理由に3万円以下の過料の支払いを命じられる可能性がある。婚姻届後、相手男性が行方不明という理由で日本の地方裁判所で離婚訴訟を起し、離婚と親権の取得の判決を得るという手続きになる。

しかし、これは大変遠回りな方法となる。子どもが外国人登録をしているということと、父親が行方不明という事情で、日本国籍取得が可能かどうか、法務局と交渉するのはどうか。

なお、児童扶養手当については、遺棄の実態があれば取得できるはずである*1)。

<2回目の相談> 子どもの国籍取得、児童扶養手当について経過報告。児童扶養手当は、市役所の母子福祉課にかけあって、来年2月まで音信不通が続けば遺棄と認められ、児童扶養手当を支給されることになった。子どもの国籍は、法務局に行ったが、やはり親権がないと母親の代行申請ができないと言われた。これから婚姻の手続きをし、地方裁判所で行方不明を理由に離婚して、親権を得てから、子どもの日本国籍取得を代行申請する予定。

<3回目の相談> 夫の負債の返済義務について。アメリカの生命保険会社から、子どもの生命保険の保険料未納分の請求が来た。妻は夫が契約した保険料や夫の借金を払う義務があるのか。アメリカの法律で罪に問われ、アメリカに入国できなくなったりする可能性はないか。

<3回目の助言> この場合、保証人になっていないので、夫の債務の支払い義務は負わない。

離婚についての相談事例 (No.192)

相談者はカリフォルニア州在住の日本人女性で、母親が代理で電話をしてきた。2003年、米軍人のアメリカ人男性と結婚。沖縄で1子を出産し、親子で渡米。夫は、給料のうち自分が自由に使える金が減ることを嫌がって離婚を求めてきた。夫は現役の米軍人である。

<相談> 夫が生活費を入れないので母子は困窮しており、早く帰国したい。カリフォルニア州の離婚は、別居後半年かかると聞いているが、基地内の法務部（リーガルオフィス）で別居合意書を作っておけば、半年経たないうちに帰国しても、離婚できるのか。帰国後、児童扶養手当を得るために、離婚を成立させたい。カリフォルニア州で離婚判決が出た後でないと、日本で離婚できないか？

<助言> 夫が6ヶ月間カリフォルニア州に居住し続け、離婚の裁判の申立ての手続きを行った場合には、離婚の裁判は下され得るが、夫の気が変わって放置された場合、離婚の裁判判決が下されない可能性もある。その場合、妻が日本から離婚の裁判の申立てをすることになるが、これはかなり面倒。もし離婚の裁判が下るまでカリフォルニア州に居住した方が確実なら、そうした方が安全かもしれない。リーガルオフィスの人に相談して決めた方がよい。帰国後の離婚は、この場合は子どもに日本国籍があり、日本の法律を準拠法として親権者指定ができるので、協議離婚が可能。帰国後、夫婦の書名を記入した離婚届を市役所に提出すると離婚できる。

②日本の法律や法的手続きについての情報・助言を求める相談として2001年11月に寄せられた相談は4件で、うち離婚に関する相談が2件、婚約破棄が1件、国際結婚後の日米の姓の使い分けについての問い合わせが1件であった。

婚約破棄に関する相談事例 (No.190)

相談者は沖縄市在住の日本人女性で、相手男性は沖縄県内在住のアメリカ人男性、現役の米軍人である。1998年に結婚を前提に交際し、半年後から同居した。結婚を申し込まれ、婚約指輪を贈られ、軍の国際結婚準備講座にも二人で出席していたが、突然、一方的に婚約を破棄された。

<相談> 男性に慰謝料を請求したい。

<助言> 日本人どうしの場合と同様に考えられる。婚約も契約なので、一方的に破棄されれば慰謝料を請求できる。この場合、同居、指輪の交換、結婚準備講座への出席などの事実からすれば、婚約が成立しているとは十分可能。慰謝料請求は、話し合いなら、地方裁判所か家庭裁判所での調停申立てを行う。相手が応じないなら、地方裁判所に訴訟を起こすことになる。ただし、判決をとった場合の強制執行については、地位協定上、日本の裁判所による給与差し押さえを米軍は拒否するので、動産差し押さえしか考えられない。めぼしい資産がなければ、判決をとっても無駄骨に終わることに留意が必要である。

③米軍基地内の法務部（リーガルオフィス）についての情報提供を求める相談は、2001年11月には1件のみだったが、「早口の英語で法律用語をしゃべられると理解できない」「リーガルオフィスの職員と夫は同じ米軍基地で働く同僚なので、どうしても夫の立場の方を理解し、擁護しているように感じられる」といった相談は、2001年11月以外にも寄せられている。

離婚と生活費請求に関する相談事例 (No.199)

相談者は沖縄市在住の日本人女性で、夫は沖縄県内在住の現役の米軍人である。1996年に結婚し、日米両国で結婚の手続きをした。夫の不貞と性格の不一致のために離婚したい。子どもはいない。夫は離婚には同意しているが、別居期間中の生活費は払わないと言っている。リーガルオフィスに行ったが、英語があまり使えないので相談できなかった。

<相談> 別居中の生活費はリーガルオフィスで請求できるか？

<助言> 最終的に取れるかどうかは別として、離婚するまでの生活費は請求できるし、また、夫の不貞があるので、慰謝料的なものも要求してみてもよいと思われる。リーガルオフィスには日本人職員か日本語のできる秘書がいるはずなので、誰でもいいからつかまえて通訳してもらおうといい。

④その他では、2001年11月には子どもの学校探しと娘の行方探しの2件の相談が寄せられた。

子どもの学校探しに関する相談事例 (No.195)

相談者は中城村在住の日本人女性で、夫と子どもはアメリカ在住である。アメリカの同時多発テロ以降、治安が急速に悪くなってきたので、8歳の子どもを沖縄で育てたい。これまで英語で勉強してきた、英語でしゃべったり考えたりする基礎ができつつあるところなので、できれば継続して英語教育をし、沖縄での生活にも困らないように日本語も学ばせたい。宜野湾市のアメラジアン・スクールは、同じようにテロの後の問い合わせが非常に多く、定員いっぱいと言われた。

<相談> 子どもに英語教育を受けさせられる教育機関はないか。

<情報提供> インターナショナル・スクール、フリー・スクールについての情報提供を行った。

(3) 成人アメラジアンによって寄せられた相談事例

ここでは、1年9ヶ月間のCIRIRの相談事例全体の中から、成人アメラジアンによって寄せられた事例2件を概略する。2件とも日本国籍取得についての相談であった。母親がアメラジアンの子どもの日本国籍取得について相談を寄せてきた事例については前述したが、以下の事例からは、この問題が、アメラジアンが成人した後も大きく立ちふさがり続けていることがうかがえる。

成人アメラジアンによる日本国籍取得についての相談 (No.167)

相談者は日本人女性で、アメリカ国籍しか持たないアメラジアンの方のことで相談を寄せてきた。夫は1976年、アメリカ人父と日本人母の夫婦の子どもとして沖縄で生まれた。アメリカ国籍しか持たない。現在、現地雇用の軍属として基地内で働いており、SOFAの身分※2)になっている。従って、外国人登録も帰化もできない。それで国民健康保険、年金に加入できない。SOFAと言っても現地雇用の軍属なので、基地内の病院や学校などのサービスを無料で受けることはできない。

<相談> 日本国籍を取得できないか。

<助言> 国籍選択の年齢も過ぎており、SOFAでもあり、この場合はSOFA離脱後（軍属の仕事を辞めた後）に簡易帰化するという選択しかないだろう。

成人アメラジアンによる日本国籍取得についての相談 (No.105)

相談者は1975年にアメリカ人父とアメリカ人母の夫婦の子どもとして沖縄で生まれ、アメリカ国籍し

か持たない。

<1回目の相談> 外国人に投票権はあるか。また、帰化するとき、もしアメリカの国籍離脱せずに持っていたら、刑事罰はあるか。

<1回目の助言> 外国人に投票権はない。また、帰化申請に際しては、国籍離脱（喪失）証明書類の提出を求められるので、米国籍を隠したまま申請することはできない。

<2回目の相談> 先日、日本の永住権をとった。外国籍のまま日本に住み続ける場合、日本人と比べてどういう不利益があるのか、年金のことや自分の子どもの日本国籍取得について知りたい。

<2回目の情報提供> 日本に1年以上居住し、外国人登録をしていれば、厚生年金保険、国民健康保険に加入できる。労働基準法も適用される。選挙権と被選挙権はない。生活保護法は適用されるが、外国人は不利益処分について不服申し立てができないとされている。国家公務員になれない。居住する地方自治体によっては、地方公務員になれなかったり、職種が限定されている場合がある。子どもの国籍は、もしも配偶者が日本国籍を持っていれば日本国籍を取得できる。両親とも外国籍なら、日本で生まれても自動的に日本国籍にならないので、帰化が必要となる。

*1) 従来、離婚の手続きができないままアメリカ人の父親が基地内あるいは海外に居住している場合、実質的に母子で生活していても、「遺棄の実態が証明できない」として、アメラジアンの子どもを育てる母親が市町村の福祉課の窓口で児童扶養手当取得のための申請を受け付けてもらえないことがしばしば生じていた。沖縄県福祉保健部児童家庭課は1999年に福祉事務所長と市町村の児童扶養手当主幹課長に「児童扶養手当に係る遺棄照会の取り扱いについて」と題した通知文書を発行した。ここでは、「父が基地内等のため、住所確認ができない場合の遺棄証明について」、基地内外を問わず、母子で生活していることの実態が認められ、父から仕送りや連絡がなければ、福祉事務所長が行き証明をすることが可能であるとした。しかし、筆者がいくつかの市町村の母子福祉課の窓口で電話で問い合わせたところ、実務を担当する職員がこの通知について知らなかった自治体があった。

*2) SOFAとは日米地位協定 (Status of Forces Agreement) の頭文字を取った表記で、日米地位協定そのものをさすと同時に、日米地位協定によって取り決められている軍人・軍属とその家族の日本での法的身分を表す言葉として用いられる。日米地位協定とは、「日本国とアメリカ合衆国との相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域ならびに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定」である。SOFAは日本政府の出入国管理を受けることはなく、外国人登録も行わない。

3. 相談事例が示唆していること—制度の矛盾と問題の複合性

(1) 国籍法改正から取り残される成人アメラジアン

CIRIRの相談事業では、1970年代生まれの二人の成人アメラジアンから、日本国籍の取得、あるいは外国籍のまま日本に定住することがもたらす不利益について情報を求める相談が寄せられた。CIRIRの相談者は、二人とも沖縄生まれ沖縄育ちで、アメリカで生活した経験を全く持たないのだが、それにもかかわらず、彼らは法的にはアメリカ人として処遇され、日本国民の持つさまざまな権利から排除されている。

前述したNo.167の事例は、沖縄に居住する成人アメラジアンが置かれているひとつの状況を雄弁に物語っているものだと思う。25歳の男性は、基地内で現地雇用の軍属として働いているのだが、現

地雇用なので基地内の病院や学校の施設の無料サービスは享受できない。一方、現地雇用でも SOFA ではあるので、外国人登録ができず、従って年金や健康保険に加入することもできない。外国人登録をしていないので、帰化することもできない。この男性は、アメリカの制度と日本の制度の両方において、福祉を受ける権利から徹底的に排除されている。現行の法制度では、軍属の勤務を辞め、SOFA を離脱した後には外国人登録を行うしかないのだが、雇用機会の乏しい沖縄で基地内勤務なみの安定した所得が得られる仕事を見つけるのは、アメリカ国籍しか持たないアメラジアンにとってきわめて難しいと思われる。そうして軍属として働くうちに、年金に加入できないまま加齢が重なっていくことになる。日本人の母親から生まれ、沖縄で生まれ育ち、アメリカ国籍しか持たず、基地内にしか働く場を持たず、基地内で働く限り日本国籍を取得できず、外国人登録もできず、年金も健康保険もない状態が続くのである。

こういった人びとの生活権保障のために、第一に、1985年国籍法改正の恩恵から取り残されたままの、日本国籍を持たない成人アメラジアンの実態調査を早急に行う必要があるだろう。第二に、年金や国民健康保険の加入資格について、外国人登録を必須としている現行の制度を見直す必要がある。

1985年国籍法改正によって父系血統主義は両系血統主義に改められ、日本人の母親から生まれたアメラジアンの子どもは日本国籍を取得できるようになった。その法改正に際して、1985年以前に生まれ、アメリカ国籍しか持たない、あるいは無国籍状態に置かれていたアメラジアンに対し、申請すれば日本国籍を取得できる措置期間が設けられた。しかし、1985年1月1日時点で20歳以上の者は、手続き対象から除外されるという年齢制限があった。また、申請できることを知らなかった人もいる。彼らは日本国籍を取得できないまま、今日にいたっているのである。

年齢にすれば、現時点で17歳以上のアメラジアンは、父系血統主義の国籍法のもとで、帰化しないかぎり日本国籍を得られない世代である。さらに、現時点で37歳以上のアメラジアンは、国籍法改正時の国際児の日本国籍取得措置から、年齢制限で除外された世代である。彼らは現在、帰化をして日本国籍を得ているか、アメリカ国籍で外国人登録をしているか、無国籍で外国人登録をしているか、あるいは相談事例No.167のように SOFA の身分に属していて法務局では把握されていないかのいずれかである。

無国籍の問題について簡単に整理しておきたい。国籍法改正以前、1980年に日本弁護士連合会が沖縄で調査を行った時点で、存在を把握された約3500人の「国際児」のうち、約80人が無国籍児であった（日本弁護士連合会、1981年、p. 6）。ただし、この数は国際福祉相談所などの相談機関を利用することによって存在が把握できた子どもたちだけに限られており、実際にはさらに多数の無国籍児が法務局にも市町村役場にも把握されないまま、沖縄に居住していたと考えられる。

現在、2000年の沖縄県内の外国人登録者 7,675人のうち、無国籍者は26人いる（法務省、2000年、p. 205）。法学者の仲地博は、沖縄の無国籍者の多くが国籍法改正以前に生まれた無国籍児であることを指摘している（仲地博、1997、p. 440）。沖縄の無国籍者は、帰化による日本国籍の取得によって減少し続けているが、消滅したわけではない。

さらに、No.167の事例のように、アメリカ国籍しか持たず、外国人登録も帰化もできない成人アメラジアンがいる。彼らは日本に定住しているにもかかわらず、日本国民でもなく定住外国人でもなく、ほとんど全ての福祉を受ける権利から排除されている。彼らに対して、日本国籍や外国人登録に基づくだけでなく、定住しているという事実に基づいた生活権保障が切実に求められている。

(2) 国籍法改正後も継続する日本国籍取得の困難さ

一方、1985年国籍法改正後も、帰化しない限り日本国籍を取得できないアメリカンの子どもたちがいる。

理由の一つは、彼らが海外で生まれ、出生後3カ月以内に出生届と国籍留保願の手続きが日本大使館あるいは領事館でなされなかったためである。この手続きをしないと、日本人の親を持つ子どもであっても出生に遡って日本国籍を喪失することになる。CIRIRの相談者の中で海外において子どもを出産した女性のうち、この知識を持っていた人は半数に満たなかった。また、そのことを知っていても、将来日本に帰国したときにいつでも子どもの手続きはできると考えていた人も多かった。

前述したNo.197の事例は、やはり子どもの国籍留保願いの手続きをしておらず、これから離婚して母子で帰国するにあたって、子どもの日本国籍取得のためにどのような手続きが必要かを尋ねてきたケースである。ここで、弁護士スタッフは、離婚にあたって二種類の親権 (legal custody, physical custody) の両方について母親が単独親権を得てくる必要があると回答している。

母親が法務局において未成年の子どもの日本国籍取得を親権者代行で申請しようとする、両親そろって法務局の窓口に出頭し、両親ともその子どもの日本国籍取得を望んでいる旨を言明するように求められる。アメリカで離婚している場合、両親が親権を共有し、母親が共同親権を持っている場合は、父親も窓口に出頭するよう求められる。現実問題として、アメリカに居住している父親が法務局までやってくることはあり得ない。母親が離婚に際して単独親権を得ていれば、父親が出頭しなくても親権者代行で申請ができるのだが、No.197の事例のように父親が親権を欲しがることもある。日本人の母親がアメリカの裁判所で単独親権を得ることは、夫が音信不通などで離婚の手続きそのものが進まない場合、さらに困難になる。

子どもに日本国籍がない場合、母親は日本で協議離婚をすることができない。日本の法律では離婚に際して両親のどちらかが未成年の子どもの親権者となるが、日本国籍を持たない子どもの準拠法はアメリカの法律になるがゆえに、日本の法律で単独親権者を指定できないためである。日本の法律で離婚ができないと、児童扶養手当を得ることが極めて困難になり、そのことは子どもの生活権を大きく脅かす。このように、子どもの日本国籍取得、離婚、親権、児童扶養手当の取得をめぐる問題は複合的に錯綜している。前述した事例No.197は、母子で帰国後、児童扶養手当を得ようとしたところ、市役所の母子福祉課の窓口で、婚姻手続きと離婚手続きをして、親権を得て、子どもの日本国籍を得るようにと指導されたケースである。

アメリカンの子どもが日本国籍を取得できないもう一つの理由は、軍人あるいは軍属の父親を持ち、日米地位協定上の「軍人・軍属とその家族」、すなわちSOFAの身分にあるためである。その場合、外国人登録ができないので、日本人の母親から国籍を継承することができない。また、SOFAである限り、帰化をすることもできない。

このために、ときにアメリカンの子どもの日本国籍取得は、「三すくみ」としか言いようのない状況に陥ってしまう。すなわち、米軍人か軍属の父親が同居していて、両親で法務局に出頭できるときには、SOFAの身分ゆえに日本国籍取得ができない。父親が軍隊の仕事を辞めるのを待ってSOFA離脱後に申請しようとする、父親がすでに海外に転出している。あるいは、母親がアメリカの法律で離婚し、かつ単独親権を得ているという要件を満たせない。

1985年国籍法は、子どもは父親から国籍を受け継ぐものとする性差別的な父系血統主義を、両系血統主義に改めた。しかし、この法改正が運用されるにあたって、上述したような日本人女性が直面してい

る困難は全く配慮されていない。現実には、日本人の母親を持つアメリカンの子どもたちのいくらかは、日本国籍を取得できないままの状態に置かれているのである。

国籍法改正の主旨を反映した弾力的な運用として、海外で出産した場合、国籍留保願は帰国後でもできるようにすることが求められている。また、日米地位協定の現行の運用では、米軍人・軍属の家族はおしなべてSOFAとなり、外国人登録も帰化もできないが、アメリカンの子どもが、事情によってはSOFAの身分から単独離脱できるような運用も検討されるべきだろう。

(3) 日米地位協定によって阻まれる対等な男女関係

これまでに見てきたように、日米地位協定は、アメリカンの成人および子どもたちから日本国籍取得の権利、そして福祉を受ける権利を奪っている。以下では、日米地位協定が沖縄の国際恋愛・結婚にどのような影響を及ぼしているのか、どのような形で対等な男女関係を阻んでいるのかを検討したい。

前述したNo.190の事例は、現役の米軍人の男性に婚約破棄された日本人女性のケースである。男性と女性がめぐり合い、交際して、結婚の約束をする。婚約指輪を交わして、友だちに披露する。しかし、突然に男性が婚約を破棄する。このような事例は、相手の男性がたまたま米軍人であることを除けば、日本中で頻繁に生じている出来事であるように思われる。このケースの場合、相手男性が現役の米軍人であるという一点によって、男性と女性の関係は、特殊な、対等ではない形を強いられている。

相談者の女性は慰謝料を請求したいと考えている。それに対して、弁護士スタッフは、慰謝料請求の手続き、すなわち家庭裁判所で調停するか、相手が応じなければ地方裁判所で訴訟するという手続きそのものは、日本人どうしの婚約破棄と同様であるという情報提供を行った。ただし、裁判所で訴えの妥当性が認められたとしても、日米地位協定上、米軍は男性の給与の差し押さえを拒否するので、「判決を取っても無駄骨に終わる」というのが弁護士スタッフによる助言であった。男性は、米軍基地のフェンスの中に安全に守られていると言えるだろう*1)。

一方、相談者の女性は、婚姻関係が成立していないのでIDカードを持っておらず、基地内に入って米軍の法務部(リーガルオフィス)で実情を訴えたり、家庭の問題についての相談窓口を利用したりすることができない。日本の裁判所が米軍人に対して法執行力を持たない以上、日本人女性は実質上、無権利状態に置かれているのである。

このような事例があとをたたないのは、基地の中にいるひとりひとりのアメリカン男性が、日米地位協定の効用を、すなわち自分と日本人女性が決して対等ではなく、自分は安全に守られているということをよく知っているからだと考えられる。どれだけ基地内で米兵の風紀粛清のための指導が繰り返されても、日米地位協定が対等な男女関係を根底から阻んでいる以上、日本人女性を対等のパートナーと見なせない男性がいることは自然な帰結と言える。このような事例では、日本人女性は、ときに婚約破棄という事実以上に、周囲からの侮蔑や批判的なまなざしによって追い詰められ、孤立している。しかし、その女性の個人的な体験は、男女の不平等な関係を生み出す構造的な背景に根ざしているのである。

*1) 本間浩は、公務執行外から生じた損害に対する賠償請求に関する判決については、米軍構成員に対する強制執行は可能であるという見解を示した上で、財産権がどのようなものに対してまで及ぶかが問題であるとしている(本間浩、1996年、p. 334)。日米地位協定には、債権や不動産についての取り決めがない。また、米軍基地内で米軍人・軍属が用いている不動産は、私有財産とは言い得ないものである。本間はこの点について、ドイツ駐留NATO軍地位補足協定の、派遣国が支払う給与に対する強制執行に関する原則との比較を試みている(同書、p. 335)。

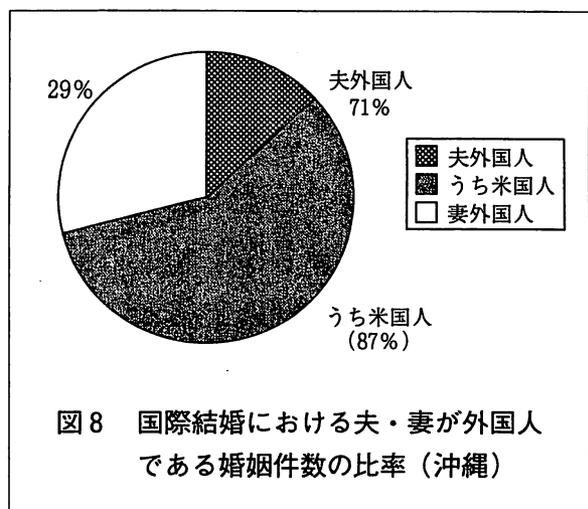
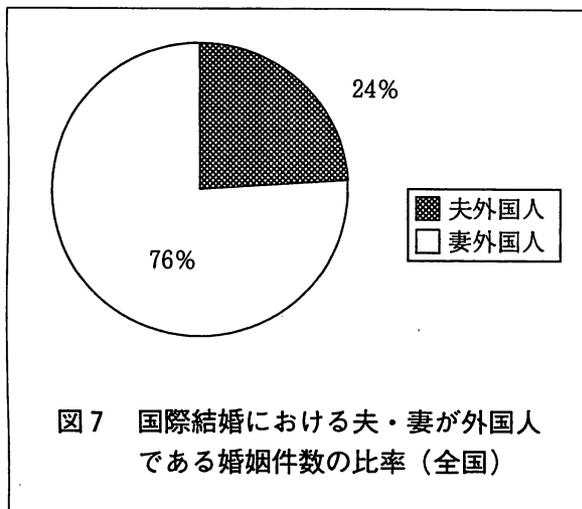
4. 沖縄社会における国際恋愛・結婚

(1) 米軍基地の集中がもたらす構造的特殊性

アメリカ人の生活権保障に向けた課題を整理するにあたって、その背景となる沖縄社会における国際結婚・離婚の構造的な特殊性を踏まえておきたい。

沖縄では、1999年に389件の国際結婚と86件の国際離婚があった。婚姻総数に占める国際結婚の比率は4.6%で、全国の比率である4.2%をやや上回る。離婚総数に占める国際離婚の比率は2.5%で、全国の比率である4.4%をやや下回る。

沖縄の国際結婚において特徴的なことは、その性別内訳である。以下は、1999年の人口動態統計をもとに作図した、全国と沖縄の国際結婚の性別内訳の比率である。

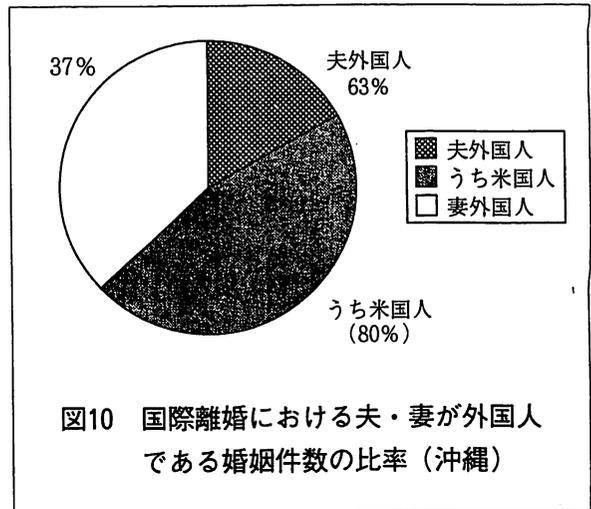
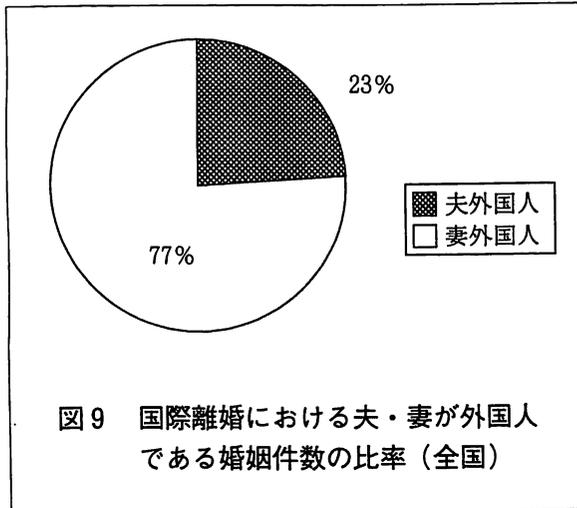


全国的には、妻外国人・夫日本人という組み合わせが国際結婚の約76.1%を占めている（図7）。妻の国籍は中国、フィリピン、韓国の順が多い。全国では、妻日本人・夫アメリカ人という組み合わせは、国際結婚の4.1%を占めるに過ぎない。一方、沖縄では逆に妻日本人・夫外国人という組み合わせが約70.7%と多数派を占めている（図8）。妻日本人・夫アメリカ人という組み合わせは、国際結婚全体のうち61.2%、妻日本人・夫外国人の国際結婚のうち86.5%を占めている。

妻日本人・夫アメリカ人という組み合わせの突出性は、国際離婚においてさらに強まる。国際離婚では、全国的には妻外国人・夫日本人という組み合わせが77.0%を占めている（図9）。一方、沖縄では妻日本人・夫外国人という組み合わせが62.8%を占めており、そのうちの86%までが妻日本人・夫アメリカ人という組み合わせなのである（図10）。

沖縄の国際結婚・離婚における妻日本人・夫アメリカ人という組み合わせの突出性は、在日米軍基地の約75%が沖縄に集中しているという状況に根ざして、構造的に生み出され続けている。

1999年の在沖米軍人・軍属とその家族の総数は48,626人である（沖縄県基地対策室、2000年）。この数は、外国人登録をしている定住外国人7,620人を大幅に上回る（沖縄県国際交流課、2000年）。なお、外国人登録者においてもアメリカ人が1,964人で国籍別では最も多い。ここには、元米軍人・軍属が含まれている。沖縄県男女共同参画室の調査によると、少なくとも250人の軍籍離脱者が含まれており、



そのほとんどは「日本人の配偶者」という在留資格で外国人登録をしているという（沖縄県男女共同参画室、2000年、p. 5）。

沖縄県の総人口約131万人に対して、米軍人・軍属とその家族は3.6%、これにアメリカ国籍の外国人登録者を含めれば3.9%を占めているのである。米軍基地が集中する市町村では、さらにこの人口比は高くなる。そこには、日本人女性とアメリカ人男性の恋愛・結婚や離婚が日常的に起こりうる環境がある。

さらに米軍人の内訳を見ると、約85%を海兵隊が占めている（沖縄県基地対策室、2000年）。海兵隊は、他の陸海空軍が本土防衛を主任務とするのと異なり、遠隔地での戦闘を前提に組織されている。そして在沖縄海兵隊は訓練・演習の受け入れ機関という色彩が濃く、半年ごとのローテーションで合衆国本土から兵士が派遣されてくる（朝日新聞、2002年1月29日付）。その結果、沖縄には比較的若年齢の、軍人としての経歴も浅いアメリカ人青年たちが大量に居住し、かつ頻繁に国境を越えて移動しているのである。そして前述したように、彼らのいくらかは日米地位協定の効用を知っており、自分と日本人女性の法的な地位が対等ではないことを認識している。

沖縄における国際結婚・離婚は、米軍基地の集中と日米地位協定によって深く構造化された問題状況をはらんでいる。その環境は、沖縄の女性たちが望んで選んだものではない。女性たちとアメラジアン（注）の成人・子どもたちが直面している問題を、個人の体験であると同時に構造的に生み出された社会問題として位置づけ、制度的な解決をはかっていく必要がある。

(2) 求められる女性たちのエンパワーメント

沖縄の国際恋愛・結婚は、米軍基地の駐留によって構造的に影響を受けている。しかし、その当事者である女性たちは、対等の男女関係を結ぶ可能性や福祉を受ける権利から構造的に阻まれながら、一方では主体的に困難に立ち向かい、女性たちどうしで助け合うネットワークを作り始めている。これらの女性たちは、既存の制度や法運用を、より現実に対応した形に変えていく担い手になる可能性を持っていると筆者は考える。

国際恋愛や結婚をする女性たちへの蔑視は、沖縄で、とくに基地が集中する市町村において根強い。その背景には、それらの女性たちを、貧困や売春、米軍による沖縄支配の象徴として忌避する、第二次世界大戦直後から続いてきた偏見があると思われる。

現実には、沖縄における国際結婚の形は、日本の経済力がアメリカに比肩するようになり、沖縄でも女性の就労機会が多様化するに従って、大きく変容してきた。

1975年の沖縄県教育庁による調査によると、当時の「国際児」の母親1251人のうち、家事・無職542人を除いて最も多い職業は「ホステス」135人であり、次いで「軍雇用」74人、「ウェイトレス」64人であった（沖縄県教育振興会、1976年、p.6）。当時の沖縄における国際結婚の中には、米兵と基地周辺の歓楽街で働く貧しい沖縄女性との結びつきが少なからず含まれていたと思われる。

しかし、筆者が2000年・2001年にCIRIRで受け付けた相談事例では、米兵の給料に沖縄女性が依存せざるを得ないという背景を持つ、貧困ゆえの国際結婚はほとんど見られなかった。それは、相談者のほとんどが20代・30代の女性で、高齢の女性からの相談が少なかったためであると思われる。相談事例では、離婚や別居後、就労していない女性たち、とくに乳幼児を養育する母親が生活費に困窮するというケースは多数あったが、それは日本人どうしの離婚・別居でも頻繁に生じている状況である。離婚・別居後に生活費を夫に請求したいという相談と並んで、同居・婚姻中にアメリカ人男性に貸した金を取り戻したい、生活費の大半あるいは全額を自分が負担してきたという女性たちも少なくなかった。また、アメリカ人男性に遺棄されたという事例と並んで、夫が退役後も日本に住みたがり、「日本人の配偶者」という在留資格で外国人登録をする目的で、妻からの離婚の求めに応じないという事例もあった。

日本社会は富裕化し、沖縄の女性たちも、不況で労働市場が狭まっているとは言え、70年代に比べると格段に多様な就労機会を持っている。現在の国際恋愛・結婚は、女性たちにとって、さまざまな人生の選択肢の中から選んだひとつの生き方であると言えるだろう。

他方、それらの問題が米軍基地の駐留によって根深く規定されていることも事実である。国際恋愛・結婚と離婚をめぐる問題に直面している女性たちの多くは、情報を集め、自分の力で困難を解決しようとしている。ここで求められているのは、これらの女性たちを基地被害のシンボルとしてひとくくりになまざす視線ではなく、彼女たちの問題解決能力を高めるための支援であり、法制度およびその運用の見直しと改革なのである。

国際恋愛・結婚をした女性たちのエンパワーメントの動きは、沖縄で始まっている。非常に重要な活動として、アネット・キャラゲイン外国法事務弁護士が行っている、アメリカ在住の父親から子どもの養育費を請求する女性たちを支援する事業が挙げられる。従来、たとえ親子関係が立証できたとしても、アメリカに帰国した父親がすすんで養育費を支払わないとき、日本で子どもを育てている女性たちには、養育費請求のすべがなかった。キャラゲイン外国法事務弁護士の、日本におけるパイオニア的な養育費請求支援事業によって、多くの女性たちが「泣き寝入り」の無権利状態から解放されつつある。父親からの養育費は、アメラジアンの子どもの生活権を支え、「父親のない子どもではない」という自己認識のよりどころとなると同時に、母親である女性の尊厳を回復するのである。

国際恋愛・結婚をした女性たち自身によるネットワークの拠点としては、宜野湾市のアメラジアン・スクール・イン・オキナワが挙げられるだろう。アメラジアン・スクールは、アメラジアンの母親たちがスクールの設立と運営を通じて、子どもたちの教育権と生活権、また自分が直面してきたさまざまな問題についての体験と情報を共有し、支えあい、メッセージを社会に向けて発する場になってきた（照本祥敬編著、2001年）。他にも、公立学校に通うアメラジアンの子どものたちとその母親たちが集い、英語を学び、子育てを助け合うサークルとして、ビッグ・ベア・クラブがある。

また、それらの団体に属していない女性たちの間にも、同じ体験をしている女性どうしで話し合ったり、情報を共有したりしたいというニーズがある。CIRIRに相談を寄せた女性たちの多くは、思いも

よらない恋愛・結婚の破局に苦しみ、ときには地域社会における中傷や排除にさらされ^{*1)}、親にも相談できないという孤立した状況にあるが、それらの女性たちの中には、口コミ情報を同じ体験者の間ですすんで共有しようとしている人が少なくなかった。例えば、子どもの日本国籍取得についてCIRIRで電子メールによる相談を1件受け付けると、同じ内容の電子メールによる相談が数件、引き続いて寄せられるということがしばしばあった。その中には、「同じような相談をしてくる人がいたら、私の連絡先を教えてあげてください」という人もいた。電話線1本のホットラインに対してさえ、女性どうしで支えあう関係を結べないかという期待が寄せられるのである。

2001年に沖縄女性財団が開催した国際恋愛・結婚の講習会は、盛況だったにもかかわらず単発の行事として終了してしまったのだが、女性たちの、集いの場に対する切実なニーズを明らかにしたという意味では意義深い企画となった。女性どうしが支えあうネットワークづくりに向けた、継続的な支援が求められている。

*1) 例えば沖縄県男女共同参画室が1999年に沖縄市と宜野湾市で行った国際福祉の専門相談員による移動相談事業で寄せられた相談の中に、交際した米軍人の男性がマンションに訪ねて来始めた頃、「自分を中傷する文書が配られ、近隣の人たちからも距離を置かれた」というケースがあった(沖縄県男女共同参画室、2000年、p. 61)。筆者自身も、1998年にアメリカンの教育権保障を考える会に参加して活動を始めた頃、自宅の郵便受けに「娘があめ(注: アメリカ人男性とすすんで交際する女性に対する蔑称)になったらー沖縄の若い女性たちをあめ女になることから守る会」というビラを投入されたことがある。

5. 結びにかえてーアメリカンの生活権保障に向けた課題

ここでは、アメリカンの生活権保障に向けた社会的課題として、以下の5点について整理しておきたい。

- (1) 成人アメリカンの生活権保障ー実態調査と簡易帰化手続きの簡素化
- (2) 定住の事実に基づく生活権保障
- (3) 海外で出生した子どもの日本国籍取得
- (4) 日米にまたがる問題の解決を支援する体制づくり
- (5) 女性たちのネットワーク形成を支える継続的な支援

(1) 成人アメリカンの生活権保障ー実態調査と簡易帰化手続きの簡素化

まず、行政による実態調査が必要である。1985年の国籍法改正から取り残されたまま日本国籍を持っていない成人アメリカンは、沖縄県内に何人いるのか。彼らは社会保険や年金などの福祉を受ける権利について、どのような状況にあるのか。彼らは義務教育課程の学歴を持つのか。彼らは就労、居住、自分の子どもの日本国籍取得、そして老後の生活について、どのような問題状況に直面しているのか。実数についての統計的な調査と同時に、その他の事項についてのインテンシブな聞き取り調査が必要である。

1999年に沖縄県男女共同参画室が行った「米軍基地から派生する女性の諸問題調査事業」では、「出生地が日本である外国人登録者」について、市町村への照会調査が行われた。その合計は646人で、うち米国籍が379人、無国籍が10人であった(沖縄県男女共同参画室、2000年)。この中に、国籍法改正前

に生まれ、現在も外国籍あるいは無国籍である人びとが相当数含まれていることが指摘されている。次の段階として、彼らが直面している問題を明らかにし、その救済策の立案に結びつく調査が必要である。

現時点で指摘できるのは、おそらく最も重要な救済策のひとつとして、簡易帰化の手続きの簡素化が切実に求められているということである。法務局が認識しなければならないのは、日本国籍を持たず、義務教育を受ける権利を奪われてきたアメラジアンに対して、帰化申請にあたって日本語の能力を条件づけることは原理的に矛盾しているということである。その条件を撤廃し、帰化の手続きを可能な限り簡素化し、成人アメラジアンに対して積極的に広報活動を行って簡易帰化の申請を受け付ければ、おそらく相当数の成人アメラジアンが帰化申請をすることと思われる。その折に、沖縄県が帰化申請者を対象に教育歴と日本語学習に対するニーズ調査を行い、要望にこたえる形で義務教育歴を保障し、日本語学習の機会を準備すれば、成人アメラジアンの直面している問題のかなりの部分が解決できるはずである。

(2) 定住の事実に基づく生活権保障

一方、SOFAの身分に属しているために帰化も外国人登録もできない成人アメラジアンが存在している現実が踏まえられねばならない。

さらに、国籍法改正後に生まれ、日米の二重国籍を取得し、20歳から22歳までの国籍選択にあたってアメリカ国籍を選択するアメラジアンもいる。彼らのいくらかは渡米するが、また日本に戻ってきて進学したり、就職したり、母親の側で生活したりする可能性も大きい。そのようなアメラジアンにとっては、日本の単一国籍主義、すなわちどちらか一つの国籍を選び、日本国籍を選ばずならアメリカ国籍は捨てねばならないシステムそのものが、彼らの生きている現実と矛盾する抑圧的なものとなっている（照本祥敬編、2001年、p. 48）。

この問題は、国籍法改正以後に生まれたアメラジアンが40代50代になり、母親を扶養あるいは介護する世代になったとき、おそらく2025年以降に大きな問題になるだろう。アメリカ国籍を取得して渡米したアメラジアンのいくらかは、沖縄に居住している母親の高齢化に直面し、日本に帰国することが予想されるからである。いくらかのアメラジアンは、国境を越えて何度も移動する。20歳になった時点で、日本に住むのなら日本国籍、アメリカに住むのならアメリカ国籍を単純に選択することを迫る単一国籍主義は、国境を超えた人の移動がこれほど日常化した時代において、果たしてどれだけの合理性をもっているのかが問い直されねばならないだろう。

現状では、日本国籍を持たない、あるいは日本国籍を持たないアメラジアンが沖縄に定住するということは現に生じているし、今後も十分に起こりうる。そのとき、帰化による日本国籍取得だけを前提にしては、相当数のアメラジアンの生活権保障をとりこぼしてしまうことになる。

日本国籍を取得していないアメラジアンが、帰化や外国人登録だけではなく、日本社会に定住しているという事実に基づいて生活権を保障されることが必要である。定住の事実に基づいて国民健康保険や年金に加入するなどの生活権が保障されるように、制度運用を改善することが求められている。

(3) 海外で出生した子どもの日本国籍取得

1985年の国籍法改正の主旨を簡略に述べれば、日本人の母親を持っていれば子どもは日本国籍を得られるということである。しかし、現実には、海外で出生し、3ヶ月以内に出生届と国籍留保願いが領事

館で行われなかった子どもの日本国籍取得はきわめて難しい。法改正と法運用との矛盾のもとで、国籍法改正以後も、日本国籍を取得できないアメリカンの子どもの子どもたちが生まれ続けている。

1985年の国籍法改正の主旨を十分に反映しようとするのならば、日本人の母親との血縁関係が立証できさえすれば必ず子どもの国籍取得が可能となるような運用が必要である。現状では、アメリカ国籍しか持たない子どもは準拠法がアメリカの法律になると見なされるので、アメリカでの離婚で母親が単独親権を得てから帰国してきたのでない限り、母親が未成年の子どもの親権者として国籍取得申請を代行することができない。

この点を動かすことが難しいのであれば、3ヶ月という期限をなくし、母親が帰国した後も出生届と国籍留保願いができるように、法運用を現実に合わせて弾力化することが必要であろう。

その改善が実現されるまでに急遽実施されねばならないことは、「3ヶ月ルール」の周知徹底のための広報活動である。沖縄県が2001年に作成した『日米結婚・離婚・子どものためのハンドブック』ではこのことが強調されているが（おきなわ女性財団、2001年、p. 15）、まだこの手続きについて正確に把握している女性は少ないと思われる。旅券事務所でパスポートを申請する10代後半から40代までの女性には必ず広報するくらいのとりくみが必要だと思われる。

(4) 日米にまたがる問題の解決を支援する体制づくり

相談事例の分析で検討してきたように、いくつかの事例は、その問題が生じる背景として、あるいは問題解決を阻む壁として、日米地位協定による強い規定を受けていた。婚約破棄された日本人女性は、日本の裁判所が基地内の米兵に対して給与差し押さえに及ぶ執行力を持たないために、無権利状態に置かれている。また、SOFAの身分はアメリカンの子どもの成人アメリカンから日本国籍取得の可能性を奪い、定住外国人としての生活権保障を阻んでいる。そして、米兵と軍属に関連するその他の事例にしても、アメリカ人男性が日米地位協定の効果をよく認識しているために問題が生じていると思われるものが少なくなかった。

沖縄の国際恋愛と結婚・離婚をめぐる問題、そしてアメリカンの生活権保障の問題を根本的に解決するには、日本人女性とアメリカ人男性の不平等な関係をもたらず日米地位協定を改正していくことが必要である。

現時点ですみやかな改正が困難であるとしても、米軍基地と日本の諸機関が連携して問題解決をはかる体制づくりは早急に行われねばならない。米軍人・軍属が基地の外で行っている女性や子どもに対する暴力、扶養手当の着服や生活費の独占、遺棄、婚約破棄、不貞といった行為が、日本の警察、裁判所、市町村役場や各種の相談機関で把握され次第、米軍基地に連絡され、男性が処罰の対象となり、慰謝料や養育費が給与から天引きされて女性の口座に振り込まれるようになれば、相当数の問題が解決するだけでなく、そもそも問題そのものが発生しにくくなるのではないかと筆者は考える。アメリカンの子どものが、父親がSOFAであっても子どもだけSOFAから単独離脱できるような措置も、日本の機関から米軍基地に実情を訴えて実施を求めない限り、個人の力では実現できない問題である。

その前に日本の諸機関がとりくまねばならない課題も大きい。まず、日米にまたがる問題の解決を支援する専門的な能力を持った人材を確保し、さらに育成していくことが挙げられる。日本とアメリカ両国の法律や法的手続きについての専門的な知識を有する、涉外問題を専門とする弁護士や国際相談員の役割はきわめて重要である。弁護士については、男女共同参画室から沖縄弁護士会に働きかけて、涉外問題に関して専門性を持つ弁護士が、助言と問題解決に継続的に携わる体制を整えることが可能である

う。また、国際相談員については、専属の相談員を置き、継続的な人材育成と問題解決ノウハウの蓄積をはかっていく必要があるだろう。現在、沖縄女性総合センターの「ているる相談室」には二人の国際相談員が嘱託で配置されている。「ているる相談室」には、国際福祉相談所が相談事業を行ってきた時代からの問題解決ノウハウの豊かな蓄積があるのだが、二人の嘱託職員を配置して、沖縄の全ての国際相談事業を実施している現状は、制度的にきわめて不十分であるように思われる。

さらに、日本の諸機関相互の連携をより密接にしていくことが課題となる。CIRIRの相談者からは、「市役所に行くとは家庭裁判所で聞けと言われ、家庭裁判所に行くとは弁護士を頼んだほうがいいと言われ、弁護士事務所に行くとは福祉事務所に相談するようにすすめられた。どこで何をすればいいのか、結局わからない」といった声が頻繁に聞かれた。前述したように、国際恋愛と結婚・離婚をめぐる問題、アメリカンの生活権保障の問題は、離婚・親権・児童扶養手当・国籍など、複数の問題が複雑に錯綜して生じている。各関係機関が、ある程度問題状況の認識を共有し、連絡をとりあい、相互に協力して問題解決にあたるだけでも、当事者が現在抱えている、機関めぐりによる徒労感と無力感は、かなり解消できるのではないかと思われる。

(5) 女性たちのネットワーク形成を支える継続的な支援

どのような問題解決のための体制づくりがすすめられたとしても、最終的に問題を解決する最も重要な担い手は、当事者である女性に他ならない。したがって、女性たちの問題解決能力を高め、問題解決を支援するバックアップが重要になってくる。

おきなわ女性財団が作成した『日米結婚・離婚・子どものためのハンドブック』は、予備知識がなくても日米の結婚と離婚のしくみについて理解できる入門書である。このハンドブックの出版と無料配布は、自分の力で問題解決に取り組もうとする女性たちにとって、有益な支援策になっている。

基本的な情報の次に女性たちが求めているのは、「他の人はこういうときにどうしているのだろうか」という、よりリアルな体験に基づく情報である。さらに、国際恋愛や結婚の多くが家族からの反対を受け、ときには友人関係や地域社会における孤立を強いられることから、同じように孤立して問題を抱えている女性どうし、集まって親睦を交わしたり、思いきり心の中のことを話したり、子育て情報を交換したりしたいと望んでいる女性は少なくない。女性によるネットワークづくりを継続的に支援することは、孤立して無力感に苦しんでいた女性自身がお互いを支えあうエンパワーメントに結びついていくと思われる。

参考・引用文献

- 朝日新聞西日本版、2002年1月29日付「在沖縄海兵隊 その2 訓練受け入れ機関の色彩」
- 沖縄県基地対策室、2000年、「沖縄の米軍及び自治体基地」(統計資料)
- 沖縄県教育振興会・財団法人沖縄協会、1976年、『沖縄の混血児実態調査報告書』
- 沖縄県国際交流課、2000年、「外国人登録国籍別人員調査表」(統計資料)
- 沖縄県総務部知事公室男女共同参画室、2000年、『米軍基地から派生する女性の諸問題調査事業報告書』
- おきなわ女性財団、2001年、『日米結婚・離婚・子どものためのハンドブック』
- おきなわ女性財団、2001年、『おきなわ女性財団業務概要』
- 社会福祉法人国際福祉会・国際福祉相談所、1998年、『平成9年度事業実績報告書』
- 照本祥敬編、2001年、『アメリカンスクール—共生の地平を沖縄から』、ふきのとう書房

仲地 博、1997年、「沖縄一反基地と国際化のはざままで」駒井洋・渡戸一郎編『自治体の外国人政策—内なる国際化への取り組み』、明石書店

日本弁護士連合会沖縄問題調査委員会、1981年、『沖縄無国籍児問題調査報告書』

法務省、2000年、『第40出入国管理統計年報 平成12年』、法務省

本間 浩、1996年、『在日米軍地位協定』、日本評論社